

沖縄労働局職員【産休代替任期付任用職員】募集要項

1 職種

沖縄労働局の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

- ・ アフターケア制度に基づく申請等の処理に関すること。
- ・ 二次健康診断制度に基づく給付に関すること。
- ・ 二次健康診断等指定医療機関の指定・取消及び連絡調整に関すること
- ・ その他、労災補償業務に係る事務補助。
- ・ その他、上司からの指示のある事項に関すること

3 募集人員

1名

4 応募資格

以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第3号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

6 雇用期間

令和8年8月10日から令和8年11月13日までを予定しています。

7 勤務地

沖縄労働局職業安定部職業対策課（沖縄労働局助成金センター）
（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館1階）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に赤字で「**労災補償課任期付**」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 作文

「これまでの職業経験を沖縄労働局での業務にどのように活かせるか」（800字～1200字程度）

※提出様式は任意とし、手書き、ワードでの作成いずれも可とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「**労災補償課任期付**」と明記した上で、沖縄労働局総務部総務課人事係あて郵送してください。あて先は下記12のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、応募前に必ずハローワークの紹介を受けてください。紹介状発行日の翌開庁日から起算して3開庁日以内に応募書類を提出してください。

11 選考方法

(選考内容)

職務経歴、作文による書類審査

人物試験（個別面接による審査）

※面接日時及び場所等についてはこちらから連絡します。

(選考結果通知)

面接後7日以内

※採用・不採用にかかわらず全員に連絡します。

12 応募等に関する照会先

沖縄労働局総務部総務課人事係

住所 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1

那覇第二地方合同庁舎 1号館 4階 電話 098-868-4003

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（18万円～25万円程度。一般的な例）。

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、子1人につき13,000円等
 - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高15万円）